

船橋市営霊園返還墓地 使用者通年募集要項



(写真) 馬込霊園Dブロック周辺

申込場所

○ 船橋市役所 環境保全課 霊園管理係
受付時間：月曜日から金曜日
(土・日・祝休日及び12/29～1/3を除く)
午前9時 から 午後5時 まで

申込対象区画



○ 馬込霊園普通墓地 4 m²区画の一部、6 m²以上の区画及び習志野霊堂・馬込霊堂

(習志野霊園、馬込霊園 4 m²区画の一部及び芝生墓地を除く)

習志野霊園、馬込霊園 4 m²区画の一部及び芝生墓地を申込希望の方は、例年9月に行います定期募集にてお申込ください。

ホームページ上でも募集要項を公開しています。

募集区画詳細については、左の二次元バーコードにて最新の区画情報を確認することができますので、申し込む際にご確認ください。

問合せ先

船橋市 環境部 環境保全課 霊園管理係 (本庁舎4階)
〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号
電話番号 047-436-2402

目次

1.	申込資格、注意事項及び申込方法	2
1.1	申込資格	2
1.2	注意事項	3
1.3	申込方法	3
1.4	市営霊園使用許可申請書類のご提出について	4
1.5	市営霊堂使用許可申請書類のご提出について	5
2.	申込受付の流れ	6
3.	募集区画の霊園使用料、霊園管理料、霊堂使用料及び条例	7
3.1	募集区画の霊園使用料、霊園管理料	7
3.2	船橋市営霊園条例及び施行規則等の抜粋	8
3.3	船橋市営霊堂条例及び施行規則等の抜粋	9
4.	市営霊園利用案内及び墓地の種類	10
4.1	馬込霊園	10
4.2	習志野霊園	11
4.3	園内施設利用時間及び開門時間	12
4.4	普通墓地	13
4.5	霊堂（習志野・馬込）	14
5.	使用許可申請の審査結果及び納付のお知らせ	14
6.	資格審査終了の方へのご案内（納付について）	15
7.	立看板について（募集区画を現地確認される方へ）	16
8.	習志野霊園・馬込霊園 4 m ² 区画の一部及び芝生墓地の使用者募集について【定期募集の予定】	17
9.	船橋市霊園墓地使用許可申請書及び確約書【記入例】	18
10.	船橋市霊園墓地使用許可申請書	20
11.	市営霊園使用に関する確約書	22
12.	船橋市霊堂使用許可申請書及び誓約書【記入例】	24
13.	船橋市霊堂使用許可申請書	26
14.	市営霊堂使用に関する確約書	28

1. 申込資格、注意事項及び申込方法

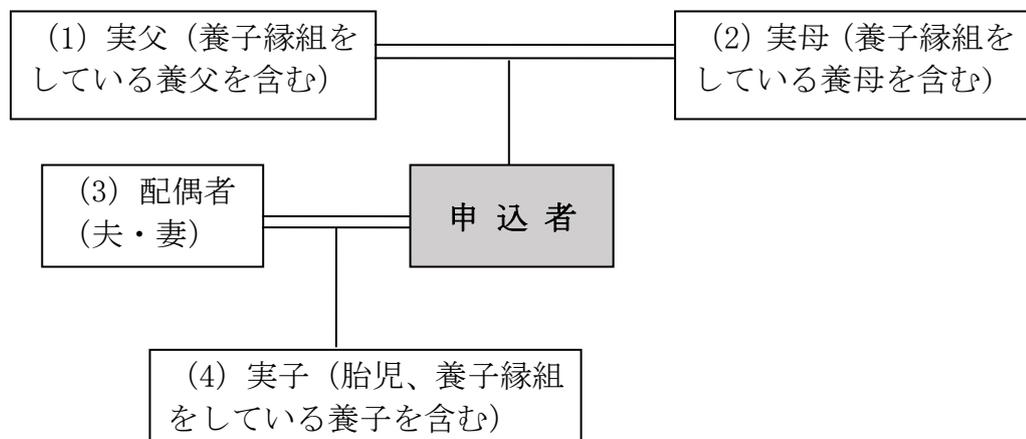
1.1 申込資格

下記の6つの条件すべて該当される方

- ① 申込時において船橋市に1年以上居住し、かつ住民基本台帳に登録されている方。(→申込者は船橋市民の方に限る。)
※住民基本台帳を閲覧し、確認させていただきます。
- ② 祭祀を主宰する方(例：配偶者、子等)
- ③ 配偶者または一親等(申込者の父母(養父母)または子(胎児・養子))の焼骨を保持している方。(分骨による申込みはできません。)
- ④ 今後の墓地管理等を行う承継者がいる方。
- ⑤ 「霊園使用料」、「初年度分の霊園管理料」又は「霊堂使用料」を納期限内に一括納付可能な方。(分割納付不可)
- ⑥ 霊園については現在、船橋市営馬込・習志野霊園を使用していない方。

◆申込条件③について焼骨の申込可能範囲

(1)～(4)の焼骨をお持ちの方が申込可能です。



◆市営霊園の申込は以下の(ア)(イ)に示す改葬骨による申込みも可能です。

(市営霊堂の申込は改葬骨不可)

- (ア) 他の墓地、納骨堂等にすでに埋・収蔵されている場合
- (イ) 船橋市営馬込霊堂・習志野霊堂に収蔵されている場合

1.2 注意事項

1. 申込書の記載内容が事実と異なっていることが明らかになった場合、無効となります。
2. 申込後は、変更・訂正はできません。
3. 申込は先着順になります。現地をご確認の上、ご希望の区画をお申込ください。また、先着順のため、審査時にご希望の区画の使用者が決まっている場合がございますので、あらかじめご了承ください。
4. 霊堂につきましては、申込順に割り当てを行います。区画を選ぶことはできません。
5. 習志野霊園、馬込霊園 4 m²区画の一部及び芝生墓地を申込希望の方は、定期募集（毎年 9 月）にお申込ください。 申込時期及び申請方法が異なりますのでご注意ください。
6. 霊園の申込みは、資格のある方が属する世帯 1 世帯につき、1 区画（=1 申込み）までとし、重複して申込みことはできません。

1.3 申込方法

【申込書類】

「船橋市霊園墓地使用許可申請書」（20 ページ）及び「市営霊園使用に関する確約書」（22 ページ）、「船橋市霊堂使用許可申請書」（26 ページ）及び「市営霊堂使用に関する確約書」（28 ページ）に必要事項を記入して添付書類を付けてご申請ください。

- ※ 記入漏れがないようご注意ください。
- ※ 1.2 注意事項（3 ページ）を必ずお読みの上、ご申請ください。
- ※ 環境保全課にて受付印を押された順に使用区画が決定されます。順番の判断がつかない場合（郵送で到着したもの）はくじ引きを行います。

申請場所	●船橋市役所本庁舎 4 階 環境保全課霊園管理係 <u>※船橋駅前総合窓口センター（FACE ビル 5 階）、出張所、連絡所では申込みできませんのでご注意ください。</u>
申請方法	【窓口の場合】 船橋市役所本庁舎 4 階環境保全課霊園管理係まで申請書を提出してください。 【郵送の場合】 下記住所まで申請書類一式を送付してください。 〒273-8501 船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号 船橋市役所 環境保全課 霊園管理係 船橋市営霊園返還墓地申込書在中

1.4 市営霊園使用許可申請書類のご提出について

下記書類を環境保全課へご提出ください。

No	必要書類	注意事項
1	船橋市霊園墓地使用許可申請書	全てご記入ください。本冊子 20 ページにありますので切り離してご使用ください。
2	確約書	実印で押印してください。 本冊子 22 ページにありますので切り離してご使用ください。
3	印鑑登録証明書	申請日から 6 か月以内に発行されたもの。 原本は返却できませんのでご了承ください。
4	全部事項証明書 (戸籍謄本)	① 納骨予定の方の 死亡の記載 のある戸籍 (除籍) ② 亡くなった方と申請者の関係 のわかる戸籍 上記の 2 つの戸籍をご提出ください (発行日から 6 か月以内)。 原本返却希望の場合は 1 枚につき 10 円のコピー代 (郵送の場合は現金書留) ががかかります。
5	死体火葬許可証 (新規納骨の場合)	原本を確認後、お返しします。 (骨壺と一緒に保管されている方が多いようです。 改葬骨での申請の場合、提出不要です)
6	埋蔵・収蔵証明書 (改葬骨の場合)	埋蔵・収蔵証明書については、現在の埋蔵、収蔵されている霊園等にお尋ねください。また、自治体が発行した改葬許可証でも構いません。 (新規納骨の場合、提出不要です)
7	本人確認書類	顔写真付きであれば 1 点、なければ 2 点を窓口にてご提示いただきコピーを取らせていただきます。郵送申請の場合はコピーを同封してください。

※ 船橋市営霊堂から改葬する場合、返還墓地使用申請者と現霊堂使用者が同一であれば、「4. 全部事項証明書」は不要とします。また、返還墓地使用の申請とは別に市営霊堂の改葬許可申請が必要となりますのでご注意ください。

※ 提出書類が不足する場合は申請書を受理できません。不足書類が揃った時点ですべての書類を受理いたします。

1.5 市営霊堂使用許可申請書類のご提出について

下記書類を環境保全課へご提出ください。

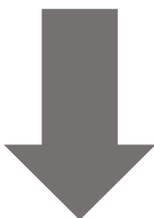
No	必要書類	注意事項
1	船橋市霊堂使用許可申請書	全てご記入ください。本冊子 26 ページにありますので切り離してご使用ください。
2	確約書	実印で押印してください。 本冊子 28 ページにありますので切り離してご使用ください。
3	印鑑登録証明書	申請日から 6 か月以内に発行されたもの。 原本は返却できませんのでご了承ください。
4	全部事項証明書 (戸籍謄本)	① 納骨予定の方の 死亡の記載 のある戸籍 (除籍) ② 亡くなった方と申請者の関係 のわかる戸籍 上記の 2 つの戸籍をご提出ください (発行日から 6 か月以内)。 原本返却希望の場合は 1 枚につき 10 円のコピー代 (郵送の場合は現金書留) がかかります。
5	死体火葬許可証	原本を確認後、お返しします。 (骨壺と一緒に保管されている方が多いようです。)
6	本人確認書類	顔写真付きであれば 1 点、なければ 2 点を窓口にてご提示いただきコピーを取らせていただきます。郵送申請の場合はコピーを同封してください。

※ 提出書類が不足する場合は申請書を受理できません。不足書類が揃った時点ですべての書類を受理いたします。

2. 申込受付の流れ

通年募集を行う区画は馬込霊園普通墓地 4 m²区画の一部、6 m²以上の区画及び習志野霊堂・馬込霊堂です。

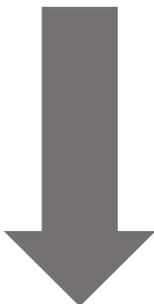
申込区画選定 通年募集対象区画から希望する区画を選んでください。



募集対象区画：馬込霊園普通墓地 4 m²区画の一部、6 m²以上の区画及び習志野霊堂・馬込霊堂

※習志野霊園、馬込霊園 4 m²区画の一部及び芝生墓地を除く。
申し込む際には「1. 申込資格、注意事項及び申込方法」(2 ページ) を必ずご確認ください。

申請書提出 必要書類については次ページをご確認ください。



必要書類を窓口もしくは郵送にてご提出ください。

窓口受付：市役所 4 階環境保全課窓口

午前 9 時～午後 5 時まで (土・日・祝休日及び 12/29～1/3 を除く)。

郵送受付：環境保全課まで郵送してください。

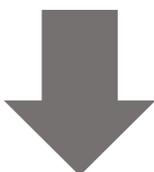
なお、先着順で受付しますので、環境保全課にて受付印を押された順に使用区画が決定されます。順番の判断がつかない場合 (郵送で到着したもの等) についてはくじ引きを行います。

申請書類審査 環境保全課にて資格審査を行います。



書類に不備等ありましたら追加で提出いただきます。

納付書の発送 書類審査 (2 週間程度) 後、ご自宅に納付書を発送します



霊園使用料・霊園管理料又は霊堂使用料については納付書記載の期日までに一括で納付願います (納付期限は 1 か月程度)。

※一度収めた霊園使用料・霊園管理料、霊堂使用料は返還できません。

※一括納付のみ。分割不可。納付期限を厳守願います。

使用許可 霊園使用許可証、霊堂使用許可証をご自宅に送付します。

霊園使用料・霊園管理料又は霊堂使用料の金融機関からの入金確認後に、「船橋市霊園墓地使用許可証」、「船橋市霊堂使用許可証」を郵送いたします。(入金確認に 2 週間程度かかります。)

3. 募集区画の霊園使用料、霊園管理料、霊堂使用料及び条例

3.1 募集区画の霊園使用料、霊園管理料

【霊園使用料及び管理料】

霊園名	墓地種類	面積 (m ²)	霊園使用料(初回のみ)	霊園管理料 (毎年)
馬込	普通	4.0	1,080,000 円	4,880 円
		6.0	1,620,000 円	7,320 円
		9.0	2,430,000 円	10,980 円
		12.0	3,240,000 円	14,640 円
		14.0	3,780,000 円	17,080 円
		15.0	4,050,000 円	18,300 円
		16.0	4,320,000 円	19,520 円
		18.0	4,860,000 円	21,960 円
		22.0	5,940,000 円	26,840 円
		24.0	6,480,000 円	29,280 円
		26.0	7,020,000 円	31,720 円

【霊堂使用料】

霊園名	墓地種類	面積	霊堂使用料 (毎年)
習志野	霊堂	-	5,180 円
馬込	霊堂	-	5,180 円

※ 表には空きのない区画も記載されております。募集数及び区画については別紙の募集区画の詳細をご確認ください。

※ 表は船橋市内居住者（住民基本台帳登録者）の金額です。上記料金には消費税相当額 10%を含んでおります。市外に転出された場合、霊園管理料・霊堂使用料は上記の表の **1.5 倍**の金額となります。

- 10 月以降の使用許可となる場合の当該年度分の霊園管理料及び霊堂使用料は上記料金の半額となります（船橋市営霊園条例及び施行規則、船橋市営霊堂条例及び施行規則等に基づく（8,9 ページの抜粋参照））。
- 納付していただく管理料は、墓地通路や樹木管理等の霊園全体の管理に充てられるもので、各々の墓地区画の管理費用ではありません。
- 霊園使用料・霊園管理料及び霊堂使用料については、資格審査が終了したのち、納付書を発送いたします。納付書に記載された期日までに納付書に記載の金融機関にて納付してください。

3.2 船橋市営霊園条例及び施行規則等の抜粋

【船橋市霊園条例（抜粋）】

（使用料）

第14条 使用料は、1平方メートルにつき27万円とし、許可の際全額を徴収する。
ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

（管理料）

第16条 市長は、霊園の維持管理に要する経費として霊園の利用者から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額で算定した額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の管理料を徴収する。

(1) 4月1日に本市の住民基本台帳に記録されている者

1平方メートルにつき 年額1,220円

(2) その他の者 1平方メートルにつき 年額1,830円

2 前項の規定にかかわらず、年度の中途において許可を受けた者のうち10月1日以降の利用者の当該年度分の管理料については、同項第1号又は第2号に掲げる額で算定した額の半額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 管理料は、毎年6月30日まで（年度の中途において許可を受けた者については許可の際）に徴収する。

【船橋市霊園条例施行規則（抜粋）】

（墓地の使用区画の決定）

第4条 市長は、墓地の申請者数が募集数に満たないときは、あらかじめ各種別ごとに定めた区画番号順により墓地の使用区画を決定する。

2 市長は、墓地の申請者数が募集数を超えるときは、公開抽せんにより墓地の使用区画を決定する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、公開抽せんの方法によらないで墓地の使用区画を決定することができる。

（公開抽せん） 【通年募集では抽せんはありません】

第5条 市長は、公開抽せんを行うときは、その日時、場所をあらかじめ申請者に通知するものとする。

2 公開抽せんは、申請者の立会いのもとで行う。この場合において立会うべき申請者がいないときは、市長が指定する職員2人以上をこれに立会わせる。

3 市長は、公開抽せんの結果を船橋市霊園墓地公開抽せん結果通知書により申請者に通知する。

（利用者の管理義務）

第18条 利用者は、常に墓地を清掃し、墓地の碑石、樹木等が転倒その他により危険を生じ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

3.3 船橋市営霊堂条例及び施行規則等の抜粋

【船橋市霊堂条例（抜粋）】

（使用料）

第 11 条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 4 月 1 日に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者

1 箇所につき 年額 5,180 円

(2) その他の者 1 箇所につき 年額 7,770 円

2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 1 項の許可を受けた日からその日以後最初に到来する 3 月 31 日までの期間が 6 月を超えないときのその期間の使用料の額は、前項第 1 号又は第 2 号に掲げる額の半額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 使用料の納期限は、毎年 6 月 30 日とする。ただし、第 5 条第 1 項の許可を受けた日からその日以後最初に到来する 3 月 31 日までの期間の使用料の納期は、許可の際とする。

【船橋市霊堂条例施行規則（抜粋）】

（公開抽選等） 【通年募集では抽せんはありません】

第 6 条 前条の規定による申請をした者で条例第 3 条に規定する要件を備えたもの(以下「申請者」という。)の数が第 4 条の規定による募集の数を超えるときは、公開抽選により使用を許可する者を決定する。

2 市長は、前項の公開抽選を行うときは、その日時及び場所をあらかじめ申請者に通知する。

3 公開抽選に立ち会うべき申請者がいないときは、市長が指定する職員 2 人以上をこれに立ち合わせる。

4. 市営霊園利用案内及び墓地の種類

4.1 馬込霊園

施設名	住所	電話番号	利用時間 (管理事務所)
馬込霊園	馬込町 1216 番地	047-439-1360	午前 9 時から 午後 5 時まで

- バス JR 船橋駅北口より乗車。バス停「霊園入口」下車して徒歩 16 分（霊園正門まで 800m）。
JR 船橋駅北口より乗車。バス停「金杉台団地」下車してアクセス通路を通り徒歩 10 分（臨時駐車場まで 500m）
- 電車 東武アーバンパークライン（東武野田線）馬込沢駅より徒歩 32 分（霊園正門まで 1.6km）
- 車 県道 8 号線（船橋我孫子線）市営霊園入口から約 300m



※アクセス通路・臨時駐車場について

県道船橋・我孫子線馬込霊園入口交差点の墓参車両の混雑緩和のため、墓参集中時期に開設いたします。下記期間は令和 7 年度の開設予定日です。

【車道・臨時駐車場開設期間（予定）】

開設期間		開門時間
秋彼岸	令和 7 年 9 月 21 日～23 日	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分
春彼岸	令和 7 年 3 月 20 日～23 日	上記時間以外は施錠、車両の出入り不可

【歩道利用時間帯（予定）】

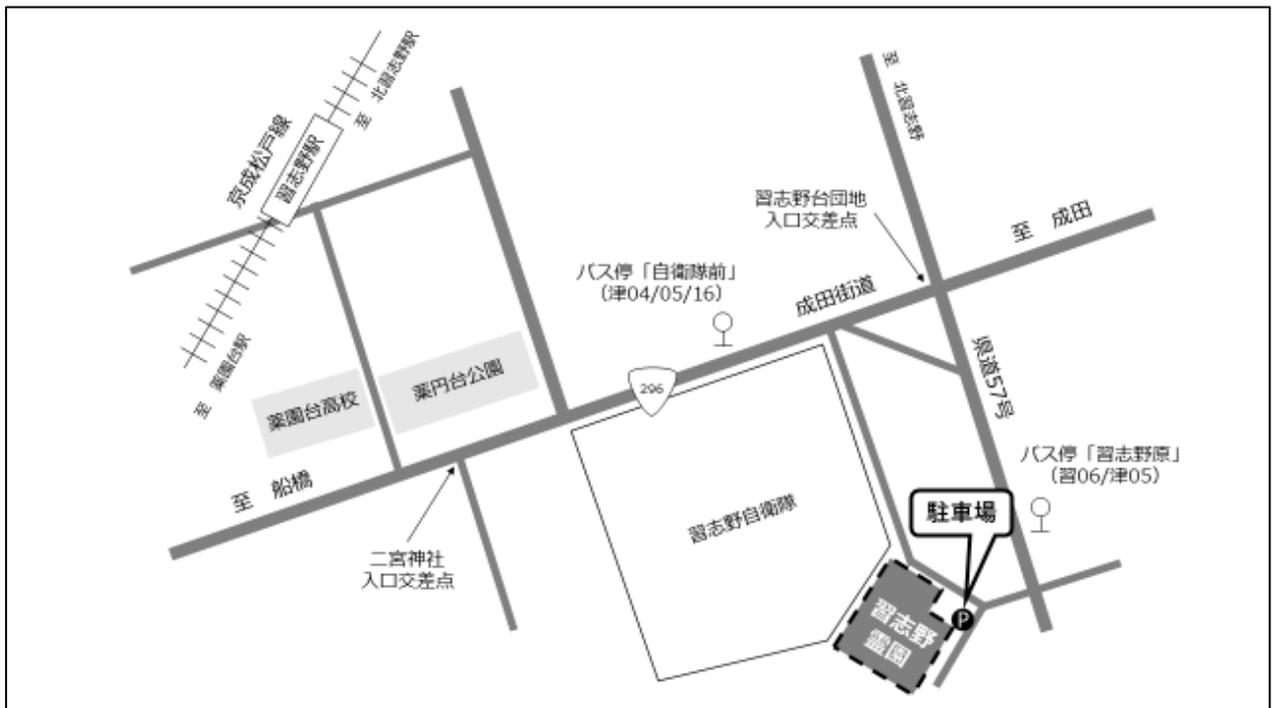
4 月～10 月	午前 6 時～午後 6 時 30 分
11 月～3 月	午前 6 時～午後 5 時

4.2 習志野霊園

施設名	住所	電話番号	利用時間 (管理事務所)
習志野霊園	習志野2丁目 5番9号	047-465-5457	午前9時から 午後5時まで

- バス 北習志野駅東口より乗車。バス停「習志野原」下車して徒歩7分
(霊園正門まで350m)。
JR津田沼駅北口より乗車。バス停「自衛隊前」下車して徒歩14分
(霊園正面まで700m)
- 電車 京成松戸線 習志野駅より徒歩36分(霊園正門まで1.8km)
京成松戸線 北習志野駅より徒歩46分(霊園正門まで2.3km)
- 車 京葉道路武石ICより約5km

習志野霊園 周辺案内図



※徒歩での所要時間は50m/分としています。

4.3 園内施設利用時間及び開門時間

霊園内施設利用時間

利用時間は以下の通りです(土日祝休日も利用可。但し年末年始 12/29~1/3 を除く)。

霊園名	施設名	利用時間
習志野	霊園管理事務所	午前 9 時～午後 5 時
馬込	霊園管理事務所	
	霊園墓参者休憩所	午前 9 時～午後 4 時 30 分

歩行用の門はいずれも通年通行可能ですが、時期および各門によって開門の扱いが毎年異なります。詳細は広報ふなばし、市ホームページをご覧ください。各霊園管理事務所もしくは環境保全課にお問い合わせください。

		車両門開門時間	
霊園名	門名	盆・彼岸・年末年始	通常期
習志野	正門	終日開門	午前 9 時～午後 5 時開門
馬込	正門	終日開門	午前 9 時～午後 6 時 30 分開門(4～10 月) 午前 9 時～午後 5 時開門(11～3 月)
	金杉門	終日開門	終日閉門
	二和門	終日閉門	終日閉門
	アクセス 通路臨時 駐車場	午前 9 時 30 分 ～午後 4 時 30 分開門 ※旧盆彼岸のみ	終日閉門 歩道は 4 月～10 月は午前 6 時～午後 6 時 30 分, 11 月～3 月は午前 6 時～午後 5 時開門

各霊園事務所及び出入口や施設等の案内

		
馬込霊園正門 (建物：霊園管理事務所)	馬込霊園金杉門	馬込霊園二和門
		
アクセス通路	馬込霊園墓参者休憩所	習志野霊園正門 (建物：霊園管理事務所)

4.4 普通墓地

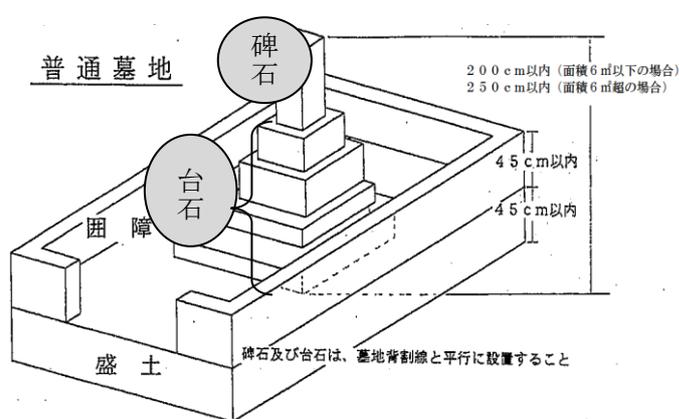
■募集対象区画

霊園名	募集対象区画
馬込霊園	6 m ² 以上の普通墓地、4 m ² 普通墓地の一部
習志野霊園	通年募集は行なっておりません。

※習志野霊園、馬込霊園 4 m²区画の一部及び芝生墓地は通年募集を行っておりません。9月に予定している定期募集において返還墓地があった場合に募集します。

■規定に基づく寸法

下記図は、寸法がわかりやすいよう作成したもので碑石の段数や形を表したものではありません。墳墓建立は下記寸法の基、各自で行っていただきます。



※使用に伴う注意点

- ・使用料及び管理料に墳墓建立費用は含まれません。
 - ・墳墓建立後に修繕等が生じてもご自身で負担していただきます。
 - ・碑石は1区画に対し1碑石です（五輪塔などを含む）。
 - ・カロート（遺骨を収める納骨室）は1区画に対し1個です。
 - ・Xブロックは芝生墓地ですが、和形墓地設置対象区画です。
- ・雑草の刈り取りなど美観の維持管理を定期的に必ず行ってください。**

■外観写真

(1) 墓石・囲障等設置前



(2) 墓石・囲障等設置後



更地状態で引き渡します。(写真中の囲障は隣接区画のもので)

4.5 霊堂（習志野・馬込）

遺骨をお持ちの方のために、一時的に遺骨をお預かりする施設として習志野・馬込霊園内に霊堂（納骨堂）があります。霊堂はロッカー式になっており、**1体の遺骨に対し1つの使用場所の使用許可**を出しますので、複数名の遺骨での使用はできません。

習志野霊堂・馬込霊堂の施設写真

 <p>習志野霊園管理事務所 及び習志野霊堂外観</p>	 <p>習志野霊堂礼拝室</p>	 <p>納骨室 ※納骨時のみ入室可</p>
 <p>馬込霊堂外観</p>	 <p>馬込霊堂礼拝室</p>	 <p>ロッカー写真 (縦 40cm×横 30cm× 奥行 34cm)</p>

※注意事項

- ① 霊堂の使用場所は希望制ではなく空いている区画へ使用許可順に収蔵いたします。
- ② 納骨室は納骨時と改葬時以外入室できません。収骨された遺骨は墓地と同様に扱いますので他の墓地へ改葬する場合は、改葬許可を受けたのち、返還手続きになります。
- ③ お参りは礼拝室（午前9時から午後5時まで）にて、お線香及び献花が行えます。また、入口の外に塔婆立てがありますのでご利用ください。

5. 使用許可申請の審査結果及び納付のお知らせ

申込順といたします。使用許可申請書を提出された方には書類審査の上、霊園使用料・霊園管理料又は霊堂使用料の納付書を送付いたします。納付期限【納付書発送から概ね1か月後】までに銀行等でご納付ください。納付期限までに納付できない場合は使用許可が無効となります。

6. 資格審査終了の方へのご案内（納付について）

霊園使用料・霊園管理料又は霊堂使用料の納付書の送付

提出書類の資格審査終了後、申込者宛に納付書を郵送（おおよそ申請後2週間程度）します。

金融機関にて霊園使用料・霊園管理料又は霊堂使用料の支払い

ご自宅へ納付書が届きますので取扱金融機関にて支払いをお願いします。納付書に記載された期日までに納入されない場合は申請が無効となります。また、納付額の分割をすることはできません。

船橋市霊園墓地使用許可証、船橋市霊堂使用許可証の送付

環境保全課にて霊園使用料・霊園管理料、霊堂使用料の金融機関からの入金確認後（金融機関からの入金確認に2週間程度）、使用者のご自宅へ「船橋市霊園墓地使用許可証」（「船橋市霊堂使用許可証」）を郵送いたします。

注意事項等

- 10月以降に使用許可された方にご納付していただく霊園管理料又は霊堂使用料は年額の半額（条例により半年分）となります。翌年度以降は1年分を毎年6月（年1回）に納付いただきます。
※霊園管理料の半額については「3.2 船橋市営霊園条例及び施行規則等の抜粋」（霊園条例第16条第2項（8ページ））の規定、霊堂使用料については「3.3 船橋市営霊堂条例及び施行規則等の抜粋」（霊堂条例第11条第2項（9ページ））の規定によります。
- 市外に転出された場合、霊園管理料・霊堂使用料は1.5倍の金額になります。
- 3年間管理料を納付されない場合、墓地使用許可を取り消される場合があります。納付期限までに納付がなかった場合、遅延損害金を徴収します。
- 翌年度以降の霊園管理料の納付は納付書と同封の「口座振替」をご利用ください。初年度の納付は納付書に限りますが、以下の金融機関に口座振替依頼書を提出されますと、翌年度以降、毎年6月に引き落としになります。

口座振替可能な取扱金融機関 <全国の本支店>

- | | | |
|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 千葉銀行 | <input type="radio"/> 東京スター銀行 | <input type="radio"/> 東京東信用金庫 |
| <input type="radio"/> 千葉興業銀行 | <input type="radio"/> きらぼし銀行 | <input type="radio"/> 東京ベイ信用金庫 |
| <input type="radio"/> 京葉銀行 | <input type="radio"/> 常陽銀行 | <input type="radio"/> 中央労働金庫 |
| <input type="radio"/> 三菱UFJ銀行 | <input type="radio"/> みずほ信託銀行 | <input type="radio"/> 横浜幸銀信用組合 |
| <input type="radio"/> みずほ銀行 | <input type="radio"/> 三菱UFJ信託銀行 | <input type="radio"/> 市川市農業協同組合 |
| <input type="radio"/> 三井住友銀行 | <input type="radio"/> 千葉信用金庫 | <input type="radio"/> ちば東葛農業協同組合 |
| <input type="radio"/> りそな銀行 | <input type="radio"/> ゆうちょ銀行、郵便局 | |

7. 立看板について（募集区画を現地確認される方へ）

返還墓地使用者通年募集の立看板には、「通年募集」の記載と立看板の背景がすべて黄色の背景になっています。これとは別に定期募集の立看板が設置されている場合があります。

定期募集の看板とは背景の色や記載内容が異なりますので現地を確認される際には募集区画の見間違いにご注意ください。

■ 通年募集実施の立看板の例

看板上部に「通年募集」の記載があり、背景が黄色です。

通年募集中 申込お待ちしております		
50509A01 Aブロック 2区 2号 38番		
種別・面積	永代使用料	管理料（年間）
普通・9.0 m²	2,430,000 円	10,980 円

■ 参考 令和7年9月（定期募集）実施の立看板の例

看板上部に「定期募集」の記載があり、背景が白です。

令和7年度 返還墓地定期募集 （申込区分 ①）		
(1) ○ブロック ○区 ○号 ○番		
種別・面積	永代使用料	管理料（年間）
普通・4.0 m ²	1,080,000 円	4,880 円

8. 習志野霊園・馬込霊園 4 m²区画の一部及び芝生墓地の使用 者募集について【定期募集の予定】

習志野霊園、馬込霊園 4 m²区画の一部及び芝生墓地の返還された墓地の区画については、「定期募集」として9月1日から30日まで募集を行う予定です。

申請期間 9月1日から30日までを予定



窓口受付：9月1日から30日まで
午前9時～午後5時まで（土・日・祝休日を除く）。
郵送受付：9月30日まで（**期間内必着**）

公開抽せん 10月中旬頃を予定



会場 船橋市役所 6階 602会議室（予定）

抽せん結果
通知書の発送

当落せんに関わらず10月下旬頃に発送予定



抽せんの結果は申込者全員に文書にて通知いたします。

申請書類の
提出及び審査

11月末まで申請書類の提出



当せん者は、提出書類一式を環境保全課へ提出してください。

納付書の発送

書類審査（2週間程度）後、ご自宅に納付書を発送します。



霊園使用料・霊園管理料については納付書記載の期日までに一括で納付願います。
※一括納付のみ、分割不可、納付期限を厳守願います。

使用許可

霊園使用許可証をご自宅に送付します。

霊園使用料・霊園管理料の金融機関からの入金確認後に、「船橋市霊園墓地使用許可証」を郵送いたします。（入金確認に2週間程度かかります。）

9. 船橋市霊園墓地使用許可申請書及び確約書【記入例】

船橋市霊園墓地使用許可申請書

船橋市長あて

申請者 船橋市長あて
 本籍 船橋市湊町〇丁目〇〇番
 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 船橋市湊町〇丁目〇〇番〇〇号
 (フリガナ) フナバシ イチロウ
 名前 船橋 一郎
 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

確約書

船橋市長あて

船橋市営霊園の使用許可申請にあたり、祭祀の主事者である私がすべての責任を持ち、市に一切の迷惑をかけないとともに、使用許可を得た後には許可の日から3年以内に、亡(続柄 父 氏名 船橋 太郎)の焼骨を埋蔵することを確約いたします。

また、使用料及び管理料につきましても納期内に納付することを確約いたします。

なお、前記の確約に従わなかった場合は、船橋市霊園条例第11条の規定による措置を受けても一切異議はありません。

* 船橋市霊園条例の抜粋
 (使用許可の取消)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、霊園の使用許可を取り消すことができる。

- (2) 使用者が許可を受けた日から3年を経過しても使用又は設備をしな
- き。
- (3) 使用者が納期限までに使用料を納めないとき。
- (4) 使用者が3年間管理料を納めないとき。

令和 〇年 〇〇月 〇〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 船橋市湊町〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 船橋 一郎 実印

墓地の使用許可を受けたので申請します。また、この申請に伴い住民基本台帳の閲覧を承諾いたします。

記

1 死亡者氏名	船橋 太郎		
2 死亡者との続柄	子 (死亡者から見た申請者の続柄を記入)		
3 死亡年月日	昭和・平成	〇年 〇〇月 〇〇日	
4 墓地種別	普通墓地	第1種 16㎡以上	第2種 9㎡
	霊生墓地	第1種 4㎡	第2種 2㎡
5 使用墓地区画	〇ブロック 〇区 〇号 〇番 〇番号		
6 承継予定者 (次に引き継ぐ方)	船橋 花太郎 (続柄：子) (申請者から見た次に引き継ぐ方の続柄を記入)		

職員確認欄

同 本件について、使用許可してよろしいでしょうか。

課長	課長補佐	係長	係員	受付番号
職員確認欄のため記入不要				
決裁				
起案				月 日
許可番号				

10. 船橋市霊園墓地使用許可申請書

船橋市霊園墓地使用許可申請書

船橋市長あて

令和 年 月 日

申請者	本籍	
	住所	〒
	(フリガナ) 名前	
	生年月日	
	電話番号	

墓地の使用許可を受けたいので申請します。また、この申請に伴い住民基本台帳の閲覧を承諾いたします。

記

1 死亡者氏名					
2 死亡者との続柄					
3 死亡年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	
4 墓地種別	普通墓地	第1種 16 m ² 以上	第2種 9 m ²	第3種 6 m ²	第4種 4 m ²
	芝生墓地	第1種 4 m²	第2種 3 m²		
5 使用墓地区画	ブロック	区	号	番	番号
6 承継予定者 (次に引き継ぐ方)	(続柄:)				

---職員確認欄-----

伺 本件について、使用許可してよろしいでしょうか。

決裁	課長	課長補佐	係長	係員	受付番号
起案	月 日	決裁	月 日	承認	月 日
許可番号			使用区画		

11. 市営霊園使用に関する確約書

確 約 書

船橋市長あて

船橋市営霊園の使用許可申請にあたり、祭祀の主宰者である私がすべての責任を持ち、市に一切の迷惑をかけないとともに、使用許可を得た後には許可の日から3年以内に、亡（続柄_____氏名_____）の焼骨を埋蔵することを確約いたします。

また、使用料及び管理料につきましても納期限内に納付することを確約いたします。

なお、前記の確約に従わなかった場合は、船橋市霊園条例第11条の規定による措置を受けても一切異議はありません。

* 船橋市霊園条例の抜粋

（使用許可の取消）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、霊園の使用許可を取り消すことができる。

- （2）使用者が許可を受けた日から3年を経過しても使用又は設備をしないとき。
- （3）使用者が納期限までに使用料を納めないとき。
- （4）使用者が3年間管理料を納めないとき。

令和 年 月 日

〒

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

12. 船橋市霊堂使用許可申請書及び誓約書【記入例】

船橋市霊堂使用許可申請書

船橋市長あて

申請者 令和 〇年 〇〇月 〇〇日
 本籍 船橋市湊町〇丁目〇〇番
 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 船橋市湊町〇丁目〇〇番〇〇号
 (フリガナ) フナバシ イチロウ
 名前 船橋 一郎
 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

霊堂の使用許可を受けたいので申請します。また、この申請に伴い住民基本台帳の閲覧を承諾いたします。

記

1 死亡者氏名	船橋 太郎
2 死亡者との続柄	子 (死亡者から見た申請者の続柄を記入)
3 死亡年月日	昭和・平成・令和 〇年 〇〇月 〇〇日
4 希望する霊堂	馬込霊堂 ・ 習志野霊堂

職員確認欄

同 本件について、使用許可してほしいでしょうか。

決裁	課長	課長補佐	係長	係員	受付番号
	職員確認のため記入不要				
起案	月				月 日
許可番号					

誓約書

船橋市長あて

船橋市営霊堂の使用許可申請をするにあたって、祭祀の主事者である私がつべての責任を持ち、市に一切の迷惑をかけないとともに、使用許可を得た後には許可の日から一年以内に、

亡(続柄 父 ・ 氏名 船橋 太郎)の焼骨を収蔵することを確約いたします。

なお、前記の確約に従わなかった場合には、船橋市霊堂条例第七条第二号の規定による措置を受けても一切異議はありません。

* 船橋市霊堂条例の抜粋

(使用許可の取消し)

第七条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

二 使用の許可を受けた日から一年を経過しても使用を開始しないとき。

令和 〇年 〇〇月 〇〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 船橋市湊町〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 船橋 一郎

実印

13. 船橋市霊堂使用許可申請書

船橋市霊堂使用許可申請書

船橋市長あて

令和 年 月 日

申請者	本籍	_____
	住所	〒 _____
	(フリガナ) 名前	_____
	生年月日	_____
	電話番号	_____

霊堂の使用許可を受けたいので申請します。また、この申請に伴い住民基本台帳の閲覧を承諾いたします。

記

1 死亡者氏名	
2 死亡者との続柄	
3 死亡年月日	平成・令和 年 月 日
4 希望する霊堂	馬込霊堂 ・ 習志野霊堂

---職員確認欄-----

伺 本件について、使用許可してよろしいでしょうか。

決裁	課長	課長補佐	係長	係員	受付番号
起案	月 日	決裁	月 日	承認	月 日
許可番号			使用区画		

14. 市営霊堂使用に関する確約書

確 約 書

船橋市長あて

船橋市営霊堂の使用許可申請をするにあたって、祭祀の主宰者である私がすべての責任を持ち、市に一切の迷惑をかけないとともに、使用許可を得た後には許可の日から一年以内に、

亡（続柄_____・氏名_____）の焼骨を収蔵することを確約いたします。

なお、前記の確約に従わなかった場合には、船橋市霊堂条例第七条第二号の規定による措置を受けても一切異議はありません。

＊ 船橋市霊堂条例の抜粋

（使用許可の取消し）

第七条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

二 使用の許可を受けた日から一年を経過しても使用を開始しないとき。

令和 年 月 日

〒

住 所 _____

氏 名 _____ 実印 _____